

閣 副 第 1016 号
消 安 全 第 408 号
令 和 4 年 11 月 2 日

スポーツ庁 参事官（民間スポーツ担当）殿

内閣官房こども家庭庁設立準備室参事官
（ 公 印 省 略 ）
消費者庁消費者安全課長
（ 公 印 省 略 ）

こどもがゴーカート等の乗り物を運転する施設の安全点検について（依頼）

令和4年9月18日に北海道で発生したゴーカート体験イベントにおける事故は、カート競技以外の体験イベントにおいて、こども自身が運転するゴーカートと観客席のこどもとの間で発生した痛ましい事案である。

その再発防止には、こどもがゴーカート等の乗り物を運転できる施設等（※1）の安全確保を図る必要がある。については、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）の登録カートクラブ・団体（カートコース団体を含む）及び可能な限りの非登録関連団体に対し、下記を参考にカート競技に係る安全点検の実施及びカート競技以外（体験イベント等含む）に係る安全対策の徹底並びにカート競技以外に係るガイドラインの策定等の検討を行うよう、日本におけるモータースポーツ統轄団体である JAF に対して本要請を伝達するとともに、その進捗について報告されたい。

（※1）一時的に設置される施設を含む。

記

1. 安全点検の実施及び安全対策の徹底

（1）カート競技

カート競技に係る関連ガイドライン等（※2）に即した安全点検

※2 JAF ゴーカートライセンス、国内カートコース公認規程、国内カート競技車両規則等

（2）カート競技以外（乗車施設・体験イベント等含む）

・カート車両及びサーキット等走行用施設の保守点検を徹底すること

- ・カート車両の性能に応じた対象年齢の確認を徹底すること
- ・観客席等周囲の消費者を含め安全が確保された環境を整備すること
- ・運転するこどもに対する禁止事項等の事前説明を確実にすること

2. カート競技以外に係るガイドラインの策定等

現在策定されていないカート競技以外（乗車施設・体験イベント含む）の事業に係るガイドライン（運転前の安全講習、カート車両、サーキット等施設の運営、観客席の安全確保等）を策定し、普及啓発を行うこと。

<本件問合せ先>

こども家庭庁設立準備室 総括班

TEL：03-6550-9269（直通）

Mail：kodomoseisakusuishin.b3h@cas.go.jp

消費者庁消費者安全課 総括班

TEL：03-3507-9202（直通）

Mail：g.anzenka@caa.go.jp